

### 3 民生費

#### 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P.100

0501 社会福祉事務に要する経費 1,434,000 円 (1,209,000 円)

[国・県 3,000 円 一財 1,431,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：社会福祉統計調査費補助金 3,000 円]

目的

いばらき被害者支援センター賛助金は、充実した被害者支援事業を推進することを目的とする。

生活資金貸付については、緊急に生活資金を必要とする場合に融資し、市民生活の安定と福祉の増進を図る。

内容

・委託料

健康福祉まつり事業委託料 180,000 円

職員健康診断委託料 149,000 円

個別相談、家庭訪問など様々な人と接触する機会の多い職員が、B型肝炎及び結核に感染する危険を防止するため、予防接種と検査を実施する。

・賛助金

いばらき被害者支援センター賛助金 99,000 円

社団法人いばらき被害者支援センターは、「犯罪被害者基本法」を受けて設立された民間被害者支援団体である。被害者からの様々な悩み・相談等、犯罪被害者のニーズに応えるための支援活動を推進する。そのための財政的支援である。

[担当：社会福祉課] P.101

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 140,290,000 円 (151,364,000 円)

[一財 140,290,000 円]

目的

市民の地域福祉に関する活動の活性化を図るために補助する。民間の持つ特性を活かし、行政、学校、企業、家庭、ボランティアなどが一体となり、誰もが安心して暮らせる豊かなまちづくりを目指し福祉の増進を図る。

内容

・社会福祉協議会補助金

取手社会福祉協議会本所運営経費 83,300,000 円

藤代支所運営経費 22,748,000 円

在宅福祉サービス運営事業 904,000 円

心配ごと相談運営事業 300,000 円

ヘルパーステーション運営事業 15,260,000 円

ホームケアふじしる運営事業 17,086,000 円

・総合ボランティア支援センター補助金  
人件費

692,000 円

[担当：社会福祉課] P.101

2201 民生委員に要する経費 17,544,000 円 (17,613,000 円)

[国・県 28,000 円 一財 17,516,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：民生委員推せん委員会補助金 @2,000 円×14 人 = 28,000 円]

目的

民生委員は、住民と行政のパイプ役として、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に  
立って相談に応じるとともに、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。

内容

民生委員児童委員 186 人 (内、主任児童委員 15 人)

取手市民生委員児童委員協議会に対する助成 @93,300 円×186 人 = 17,353,800 円

[担当：社会福祉課] P.101

2301 行旅死病人取扱いに要する経費 998,000 円 (579,000 円)

[国・県 809,000 円 一財 189,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：行旅病人及び行旅死亡人取扱費補助金 134,950 円×6 体 = 809,700 円]

目的

行旅病人の援護及び行旅死亡人の死体の収容、埋葬等を行う。

内容

行旅死亡人 (6 体分) に係る諸費用

[担当：社会福祉課] P.102

2501 更生保護に要する経費 587,000 円 (983,000 円)

[一財 587,000 円]

目的

社会奉仕の精神の下、罪を犯した人たちの更生や犯罪のない社会形成の啓発に努め、地  
域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

内容

- ・取手地区保護司会負担金 285,000 円
- ・県保護観察協会負担金 103,500 円
- ・更生保護女性会補助金 98,000 円
- ・取手地区保護司会取手支部補助金 100,000 円

[担当：社会福祉課] P.102

2601 地域ケアシステム推進に要する経費 7,326,000 円 (7,364,000 円)

[国・県 1,950,000 円 一財 5,376,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：地域ケアシステム推進事業費補助金 1,950,000 円]

目的

平成 6 年度から開始された茨城県独自の事業で、高齢者・障害者等支援の必要な方々が、住みなれた地域で安心して生活できるようにするため、地域ケアサービス調整会議を開催し、福祉・保健機関等との連携を図り、出来る限りの支援を行う。社会福祉協議会への委託事業。

内容

地域ケアシステム推進事業委託料 取手地区センター 3,879,000 円  
藤代地区センター 3,332,000 円

[担当：社会福祉課] P.103

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 6,140,000 円 (7,998,000 円)

[国・県 4,404,000 円 一財 1,736,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：中国残留邦人支援費負担金 4,284,000 円]

[国委：遺族及び留守家族等援護事務委託金 120,000 円]

目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを支援する。

内容

- ・ 支援・相談員の派遣 120,000 円  
中国残留邦人等が安心して生活を送れるよう、求めに応じて必要な助言等を行うため、支援・相談員を派遣する。
- ・ 支援給付金の給付 5,712,000 円  
永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない者に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付等がある。

[担当：障害福祉課] P.104

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 15,705,000 円 (16,405,000 円)

[一財 15,705,000 円]

目的

療養者本人・家族の経済的負担の軽減を図る。

内容

原因が不明で治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病となる疾患で、継続的に入院・通院している者を対象に見舞金(年額 20,000 円)を支給する。

@20,000 × 785 人

[担当：社会福祉課] P.104

3201 住宅緊急特別措置に要する経費 26,338,000 円 新規

[国・県 26,338,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：セーフティネット支援対策等事業費補助金

@35,400 円×6 ヶ月×124 人 = 26,337,600 円]

目的

住宅を喪失又は喪失するおそれのある離職者に対し、住宅及び就労機会を確保するために、国の補助を得て経済的支援を行う。

内容

住宅緊急特別措置に係る住宅手当を給付する。

## 1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P.104

0501 障害福祉事務に要する経費 256,000 円 (471,000 円)

[一財 256,000 円]

目的

障害福祉事業を円滑に遂行するための経費である。

内容

主に障害福祉事務に係る経費であるが、委託料・補助金については下記のとおりである。

・委託料

職員健康診断委託料 85,988 円

個別相談、家庭訪問など様々な人との接触による B 型肝炎及び結核感染について予防接種と検査を実施する。

・補助金

取手市身体障害者福祉協議会補助金 80,000 円

取手市重症心身障害児(者)を守る会補助金 28,000 円

各障害者団体に対する補助金である。

[担当：障害福祉課] P.105

2001 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費 1,350,000 円 (1,134,000 円)

[一財 1,350,000 円]

目的

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請のために取得した、診断書料の一部(1/2・上限 5,000 円)を助成し、障害者の福祉の増進を図る。

内容

障害者手帳申請診断書料助成 @2,700 円×500 件 = 1,350,000 円

[担当：障害福祉課] P.105

2101 重度障害者福祉タクシー利用料金助成に要する経費 4,620,000 円 (4,790,000 円)

[一財 4,620,000 円]

目的

重度障害者が医療機関等への往復に要するタクシー初乗り料金運賃相当額を助成し、重

度障害者の福祉の増進を図る。

内容

自動車税の減免を受けていない重度障害者の医療機関への通院等に要するタクシー利用料金の初乗運賃相当額を助成する。

- ・慢性透析療法を実施している者 年 60 回限度
- ・その他の者 年 36 回限度

タクシー利用料金助成 @710 円 × 520 枚 × 12 月 = 4,430,400 円

利用券印刷代 189,000 円

[担当：障害福祉課] P.105

2201 重度障害者紙おむつ支給に要する経費 1,136,000 円 (1,191,000 円)

[一財 1,136,000 円]

目的

18 歳以上の重度障害者に対して紙おむつを支給することにより、障害者及び介護にあたる家族の負担を軽減し、重度障害者の福祉向上を図る。

内容

紙おむつ（フラットタイプ、パンツ式テープ止めタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパット）4 種類から選択。本人が市民税非課税の方を対象に支給。

年 4 回（4 月・7 月・10 月・1 月）支給する。

@10,400 円 × 26 名 × 4 回 × 1.05 = 1,135,680 円

[担当：障害福祉課] P.106

2401 障害児（者）及び付添人交通費支給に要する経費 2,073,000 円 (1,980,000 円)

[一財 2,073,000 円]

目的

訓練が必要な障害者・児（付添人）が、福祉施設等への通所に要する交通費の一部を助成し、当該家庭を経済面から支援することにより生活の安定と福祉の増進を図る。

内容

月額 5,000 円を限度に、年 3 回（8 月・12 月・4 月）助成する。

[担当：障害福祉課] P.106

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費 17,091,000 円

[国・県 3,973,000 円 一財 13,118,000 円] (37,698,000 円)

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 1,149,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 574,000 円]

[県補：自立支援対策臨時特例交付金 2,250,000 円]

目的

在宅の障害者に対し就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護者が介護できないときの支援（夜間支援）をおこなう。

内容

指定管理者制度により平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで取手市社会福祉協議会が運営をおこなう。

障害者福祉センターつつじ園指定管理料	17,074,000 円
(生活訓練事業(夜間支援)9,427,000 円含む)	
火災保険料	16,020 円

[担当：障害福祉課] P.106

2801 障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費 215,000 円(0 円)

[一財 215,000 円]

目的

平成 23 年 7 月地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送が開始されるため対応を図る。

内容

デジタル放送を視聴するためにデジタルテレビの購入費を計上した。

備品購入費 デジタルテレビ	215,000 円
---------------	-----------

[担当：障害福祉課] P.106

2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費 24,281,000 円

[国・県 4,344,000 円 一財 19,637,000 円] (26,698,000 円)

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 1,500,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 750,000 円]

[県補：自立支援対策臨時特例交付金 2,094,000 円]

目的

在宅の障害者に対し生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センター型を併設することで創造的活動の場やレクリエーションの場を設け、障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

内容

指定管理者制度により平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで取手市社会福祉協議会が運営をおこなう。

障害者福祉センターあけぼの指定管理料	23,981,000 円
(地域活動支援センター 型運営経費 9,000,000 円を含む)	
備品購入費 デジタルテレビ	300,000 円

[担当：障害福祉課] P.106

3001 重度障害者(児)住宅リフォーム助成に要する経費 1,313,000 円(1,200,000 円)

[国・県 656,000 円 一財 657,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：重度身体障害者(児)住宅改造補助金  $1,312,500 \times 1/2 = 656,250$  円]

目的

重度障害者(児)が暮らす住宅及び設備に対し、日常生活動作を容易にするための改修に要する経費の一部を助成し、障害者(児)の住環境の向上を図る。

内容

重度障害者(児)住宅リフォーム助成 @262,500円×5件=1,312,500円

[担当：障害福祉課] P.106

3201 特別障害者援護に要する経費 22,547,000円(23,816,000円)

[国・県 16,899,000円 一財 5,648,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付費 22,532,640円×3/4=16,899,480円]

目的

在宅の常時特別な介護を必要とする最重度の障害者に対し、物的かつ精神的な負担の軽減を図ることを目的として支給する。

内容

・特別障害者手当 @26,440円×46人×12月=14,594,880円

・障害児福祉手当 @14,380円×34人×12月=5,867,040円

・福祉手当(経過措置) @14,380円×12人×12月=2,070,720円

年4回支給

5月(2-4月分)、8月(5-7月分)、11月(8-10月分)、2月(11-1月)に支給

・通信運搬費 13,000円

[担当：障害福祉課] P.107

3301 介護給付費等に関する経費 754,420,000円(594,002,000円)

[国・県 564,308,000円 一財 190,112,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：自立支援給付費負担金 744,000,000円×1/2=372,000,000円]

[国補：障害者自立支援事業等補助金 1,493,310円×1/2=746,655円]

[県負：自立支援給付費負担金 744,000,000円×1/4=186,000,000円]

[県補：自立支援対策臨時特例交付金 5,562,000円]

目的

自立支援給付費の支給決定を受けた者が利用した障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者本位のサービス提供を基本とした福祉の増進を図る。

内容

・障害者給付審査会委員報酬 966,000円

会長 @17,000円×1人×6回=102,000円

委員 @16,000円×9人×6回=864,000円

・障害者給付審査会委員費用弁償 48,000円

・旧法施設支援費 8,960,000円

身体障害者入所授産施設 (6,720,000円) 4人

知的障害者入所授産施設	(2,640,000 円)	1 人
知的障害者通所授産施設	(39,600,000 円)	24 人
・ 介護給付費	471,108,000 円	
療養介護	(9,000,000 円)	3 人
居宅介護	(41,040,000 円)	57 人
重度訪問介護	(576,000 円)	4 人
生活介護	(287,532,000 円)	142 人
児童デイサービス	(36,000,000 円)	118 人
短期入所	(12,960,000 円)	18 人
共同生活介護	(12,000,000 円)	10 人
施設入所支援	(72,000,000 円)	73 人
・ 訓練等給付費	223,932,000 円	
自立訓練(生活)	(34,800,000 円)	24 人
自立訓練(機能)	(720,000 円)	3 人
共同生活援助	(11,520,000 円)	18 人
就労移行支援	(57,600,000 円)	30 人
就労継続支援 A 型	(1,440,000 円)	1 人
就労継続支援 B 型	(117,852,000 円)	105 人
・ 通所サービス利用促進給付金	7,416,000 円	13 事業所

[担当：障害福祉課] P.107

3302 自立支援医療に関する経費 53,059,000 円 (53,098,000 円)

[国・県 39,778,000 円 一財 13,281,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：自立支援医療給付負担金 53,038,872 円 × 1/2 = 26,519,436 円]

[県負：自立支援医療給付負担金 53,038,872 円 × 1/4 = 13,259,718 円]

目的

障害者自立支援法第 54 条の規定に基づき、障害を軽減及び回復させる医療を給付し、身体障害者の生活の質の向上及び社会参加の促進を図る。

内容

免疫療法、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等のための入院・通院のための費用について給付する。

・ 更生医療給付費

免疫療法（生活保護受給者） @ 242,895 円 × 2 人 × 12 月 = 5,829,480 円

免疫療法 @ 51,130 円 × 7 人 × 12 月 = 4,294,920 円

腎臓移植後免疫療法 @ 38,103 円 × 2 人 × 12 月 = 914,472 円

人工透析（生活保護受給者） @ 350,000 円 × 10 人 × 12 月 = 42,000,000 円

・ 支払審査手数料 19,200 円

[担当：障害福祉課] P.108

3303 補装具費に関する経費 13,500,000 円 (13,500,000 円)

[国・県 10,125,000円 一財 3,375,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：自立支援補装具費負担金 @13,500,000×1/2=6,750,000円]

[県負：自立支援補装具費負担金 @13,500,000×1/4=3,375,000円]

目的

障害者自立支援法第76条の規定に基づき、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

内容

・補装具交付及び修理費

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

[担当：障害福祉課] P.108

3304 地域生活支援事業に関する経費 31,681,000円(28,767,000円)

[国・県 22,108,000円 一財 9,573,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 14,739,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 7,369,000円]

目的

障害者自立支援法第77条の規定に基づき、地域生活支援事業として障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を市町村が効率的・効果的に実施し、福祉の増進を図る。

内容

委託料

・コミュニケーション支援事業委託料 862,000円

手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。

・地域活動支援センター事業委託料 3,375,824円

地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。

地域活動支援センター 型「いなしきハートフルセンター」 3,188,624円

地域活動支援センター 「うつのみや」 187,200円

・生活支援(生活訓練等)事業委託料 37,250円

負担金、補助金及び交付金

・地域身体障害者スポーツ大会負担金 60,000円

・社会参加促進事業補助金 786,000円

手話奉仕員や要約筆記者奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業を実施している。

扶助費

・日常生活用具給付 17,300,000円

ストマ用装具 13,500,000 円 その他の日常生活 3,800,000 円

ストマ用装具、電気式たん吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の便宜を図る。

・自動車改造費助成 200,000 円

@100,000 円 × 2 件

・自動車運転免許取得費助成 200,000 円

@100,000 円 × 2 件

・移動支援 1,038,000 円

@86,500 円 × 12 月

屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者および精神障害者に対して、外出の際の移動を支援する。

・日中一時支援 4,233,600 円

@840 円 × 420 時間 × 12 月

日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図る。

・訪問入浴サービス 3,240,000 円

@11,250 円 × 4 回 × 6 人 × 12 月

自宅において入浴することが困難な重度障害者に対して、浴槽を提供して寝たままでも入浴することができるように介助する。

[担当：障害福祉課] P.109

3305 地域活動支援センター運営に関する経費 2,488,000 円 (2,483,000 円)

[一財 2,488,00 円]

目的

障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日常生活の相談支援や地域交流を図る。

内容

つつじ園内で地域活動支援センター（基礎事業）を実施。

3 障害を対象として日中の居場所の提供と各種プログラムを行なっている。

人件費（臨時職員 3 名分、交通費含む） 2,084,000 円

需用費（事務用品、燃料費等） 119,800 円

使用料及び賃借料（軽自動車リース料） 166,000 円

報償費、役務費（電話通話料等）、旅費等

[担当：障害福祉課] P.109

3601 あけぼの，さくら荘，かたらいの郷入浴施設障害者使用料助成に要する経費

[一財 270,000 円] 270,000 円 新規

目的

経済的負担を軽減することにより、障害者の地域生活支援、社会参加促進を図る。

内容

平成 22 年 4 月から有料化される「取手市立老人福祉センターあけぼの」「取手市立老人

福祉センターさくら荘」「取手市立かたらいの郷」の障害者利用料金 100 円を助成する。

@100 × 障害者 14 名 × 週 4 日 × 12 ヶ月 = 268,800 円

### 1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P.110

2202 緊急通報装置給付に関する経費 10,110,000 円 (9,920,000 円)

[一財 10,110,000 円]

#### 目的

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を設置することにより、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができ、また、ひとり暮らし高齢者等の不安を軽減するとともに災害等からの救助活動を一層迅速に行うため緊急通報装置を設置し、不安の軽減を図る。

#### 内容

端末機設置 (火災報知器付)	@100,800 × 50 台 = 5,040,000 円
火災報知機 (台所・寝室の 2 ヶ所分)	@40,005 × 15 台 = 600,075 円
受信センター装置リース料	67,000 × 12 ヶ月 × 1.05 = 844,200 円
端末機保守点検委託料	3,161,550 円

[担当：高齢福祉課] P.111

2203 訪問理美容サービス事業に関する経費 90,000 円 (104,000 円)

[一財 90,000 円]

#### 目的

在宅でねたきり高齢者等外出が困難な方を対象に、在宅において理容師又は美容師から調髪がつけられるように訪問費用の助成をし、衛生的な生活の保持を図る。

#### 内容

出張費 1,000 円を助成する券を発行。最大年 4 回まで。技術料などの実費は利用者負担。本人が市民税非課税の方を対象とする。

訪問理美容サービス助成金 @1,000 × 86 枚 = 86,000 円

[担当：高齢福祉課] P.111

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 8,466,000 円 (8,018,000 円)

[一財 8,466,000 円]

#### 目的

高齢者及び障害者等の外出促進と閉じこもり防止を目的に、移動制約者及び移動支援団体に対し助成する。

#### 内容

##### ・移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法の許可を取得した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券 @500 円 × 700 件 × 12 月 = 4,200,000 円

移送団体・タクシー共通利用券 @710 円 × 210 件 × 12 月 = 1,789,200 円

・福祉車両点検整備費補助事業

移送サービス団体が所有する福祉車両の車検等の整備費を補助することにより、福祉車両の普及促進と安全性の向上を図る。1団体につき200,000円まで。

@200,000円×2件=400,000円 @100,000×1件=100,000円

・移送サービス介助等補助金

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

@200円×700件×12月=1,680,000円

・利用料助成については、本人が市民税非課税の方を対象とする。発行枚数は月4枚。

[担当：高齢福祉課] P.111

2205 ステッキカー購入助成に関する経費 250,000円(250,000円)

[一財 250,000円]

目的

歩行困難な高齢者又は身体障害者がステッキカーの購入に要する費用の一部を助成する。

内容

65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳所持者に助成する。本人が市民税非課税の方を対象とする。

助成額 購入した費用が1万円以上の場合 5,000円

購入した費用が1万円未満の場合 購入額の1/2

事業費 @5,000×50台=250,000円

[担当：高齢福祉課] P.112

2206 愛の定期便事業に関する経費 1,383,000円(1,383,000円)

[一財 1,383,000円]

目的

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳製品の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

内容

身体の故障や精神不安から閉じこもりがちになっている65歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸飲料を配布しながら安否確認を行う事業。週3回(月・水・金)利用者負担なし。

乳酸飲料業者配達 月・水 @67×2本×96日×85人=1,093,440円

社協ヘルパー配達 金 @34×2本×50日×85人=289,000円

[担当：高齢福祉課] P.112

2207 あんしんコールに関する経費 1,008,000円 新規

[一財 1,008,000円]

目的

定期的に電話をかけ様子を伺うことで、安否確認を行うとともに、高齢者本人の不安の解消を図る。

内容

ひとり暮らし高齢者の孤独死を防止するために、週1~2回電話をかけて様子を伺い、必要時には訪問を行う。申請方式で、サービス開始前に自宅訪問・アセスメントを行う。

あんしんコール委託料 @200×70名×月6回×12ヶ月=1,008,000円

[担当：高齢福祉課] P.112

2208 お休み処に関する経費 720,000円 新規

[一財 720,000円]

目的

高齢者と地域の人々とのふれあいの場を提供する事で、地域とのつながりを強め、孤独感の解消を図る。

内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営にあたっては自治会・社会福祉協議会の協働のもと、ボランティアスタッフを配置し、お茶やおしゃべりで憩えるような場にする。

お休み処施設賃借料@60,000×2ヶ所(戸頭団地・井野団地)×6ヶ月=720,000円

[担当：高齢福祉課] P.112

2301 敬老祝金支給に要する経費 4,183,000円(3,820,000円)

[一財 4,183,000円]

目的

高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福する。

内容

支給対象年齢は88歳と99歳以上の高齢者で、支給額は一律10,000円。

敬老祝金	4,070,000円
88歳	@10,000×321人=3,210,000円
99歳以上	@10,000×86人=860,000円

[担当：高齢福祉課] P.112

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 40,398,000円(40,298,000円)

[その他 12,000,000円 一財 28,398,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 12,000,000円]

(1) 取手市シルバー人材センター補助金 28,298,000円

目的

高齢者が地域社会活動と密接な連帯を保ちながら経験と能力を生かし、働くことによって社会参加を図り、自らの生きがいの充実と地域の社会づくりに寄与すること。

内容

シルバー会員による受託事業を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。  
受託事業内容・・・植木の手入れ、襖・障子の張替え、清掃、草刈り、施設管理、家事手伝い、一般事務 他

(2) 取手市シルバー人材センター貸付金 12,000,000 円

目的

取手市シルバー人材センターの配分金（高齢者会員の仕事の対価）の立替え払い用資金に資するための貸付金。

内容

シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体からさまざまな仕事を受注しており、配分金の支払いは月末で行っている。

この支払い原資である個々の契約金は指定日までに入金されないケースが圧倒的に多く、これを立替え払いする資金が必要であるため、不足する資金については金融機関から借入れを行いこれに充てていた。しかしながら当該借入金が高利率であるため、平成 16 年度から取手市が直接シルバー人材センターに当該資金を貸し付けることにより、財政援助団体の経費負担（金利負担）を軽減させるものである。

[担当：高齢福祉課] P.113

2801 あげぼの管理運営に関する経費 31,406,000 円（34,038,000 円）

[一財 31,406,000 円]

目的

60 歳以上高齢者のための福祉の促進を図る。

内容

浴室の利用と趣味教室活動の場として、年間約 7 万人の高齢者が利用している。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。

指定管理契約期間 平成 22 年度～平成 25 年度

指定管理料 30,403,000 円

備品購入費 デジタルテレビ 739,000 円

[担当：高齢福祉課] P.113

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 47,419,000 円（50,104,000 円）

[一財 47,419,000 円]

目的

高齢者をはじめとするあらゆる世代を超えた利用者の交流と地域福祉の向上を図る。

内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

浴室を中心として、1 日約 500 名程度の多くの利用者がある。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。

指定管理者は東京美化株式会社

指定管理契約期間 平成 22 年度～平成 26 年度

指定管理料 47,400,000 円

[担当：高齢福祉課] P.113

2804 さくら荘管理運営に関する経費 27,717,000円(28,899,000円)

[一財 27,717,000円]

目的

60歳以上高齢者のための福祉の促進を図る。

内容

各種趣味教室活動が充実しており、それに加えて浴室の利用が年々増加している。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。

指定管理契約期間 平成22年度～平成25年度

指定管理料 25,998,000円

生きがい教室事業実施委託料 364,000円

備品購入費 デジタルテレビ 288,000円

[担当：高齢福祉課] P.114

2901 短期入所生活介護に要する経費 131,000円(131,000円)

[一財 131,000円]

目的

介護保険非該当の虚弱高齢者で、虐待や家族の方が不在になる場合等に、一時的に特別養護老人ホームへ入所させることにより、精神的不安を除く。

内容

短期入所生活介護事業 @7,230×0.9×20日=130,140円

[担当：高齢福祉課] P.114

3301 老人ホーム入所措置に要する経費 12,961,000円(14,265,000円)

[その他 1,900,000円 一財 11,061,000円]

\* 特財積算根拠

[負担金：老人福祉施設入所者負担金 1,900,000円]

目的

養護老人ホーム(身体は自立であるが家族の虐待、経済的理由や認知症による意志能力欠如などの理由から在宅での生活が困難な場合の入所施設)へ入所措置し、高齢者の安全と生活の安定を図る。

内容

養護老人ホームにおいて日常生活を営む入所者6名の生活費・事務費等の入所措置費。費用徴収基準により、本人及び扶養義務者から負担金を徴収している。

[担当：高齢福祉課] P.114

3401 高齢者クラブ活動に要する経費 3,608,000円(3,722,000円)

[国・県 1,019,000円 一財 2,589,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：高齢福祉対策費補助金 1,019,000円]

## 目的

高齢者クラブの活動を通じて高齢者福祉の向上に成果をあげるために、各高齢者クラブに社会活動促進の助成をし、高齢者クラブの充実と発展を図り、高齢者のいきがいと地域活動を促進する。

## 内容

市内 53 高齢者クラブが行う、健康と生きがいづくりなどの諸事業の事業費に対し、補助要綱を定め、基本額と人数割額によって補助金を交付している。

・基本額	1 クラブ	20,000 円	・人数割	30 人以下	7,200 円 (上限)	9 クラブ
				31 人から 49 人	21,600 円 (上限)	15 クラブ
				50 人から 74 人	64,800 円 (上限)	23 クラブ
				75 人以上	104,400 円 (上限)	6 クラブ

[担当：高齢福祉課] P.114

3501 介護予防拠点施設管理に要する経費 1,726,000 円 (1,727,000 円)

[一財 1,726,000 円]

## 目的

高齢者が要介護状態にならないで、いつまでもいきいき過ごすことができるよう生きがいづくり、健康づくりを目的とする。

## 内容

健康相談、健康体操、趣味教室、チューブ体操、そば打ち講座等を実施。

参加対象者は市内在住 60 歳以上の方。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。

指定管理契約期間 平成 22 年度～平成 25 年度

いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代) 指定管理料 7,079,000 円のうち  
介護予防拠点施設運営に関する経費 5,365,000 円を介護保険特別会計で支出。

[担当：高齢福祉課] P.115

4901 介護保険利用料助成事業に要する経費 4,535,000 円 (3,015,000 円)

[一財 4,535,000 円]

## 目的

低所得者(保険料段階区分第 1 段階者・第 2 段階者・第 3 段階者)の在宅介護サービス利用者負担額の一部を助成することにより、利用者の負担を軽減し、もって在宅生活の継続と高齢者福祉の増進に寄与する。

## 内容

保険料段階区分により、利用者負担額の 50%、30%、15%それぞれを助成する。

保険料段階区分第 1 段階者：老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方  
@7,000 × 1 名 × 12 ヶ月 × 50% = 42,000 円

保険料段階区分第 2 段階者：世帯全員が市民税非課税の方(前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方)

@7,000 × 140 名 × 12 ヶ月 × 30% = 3,528,000 円

保険料段階区分第 3 段階者：世帯全員が市民税非課税の方で第 2 段階に該当しない方

@7,000 × 70 名 × 12 ヶ月 × 15% = 882,000 円

[担当：高齢福祉課] P.116

5801 障害者ホームヘルプサービス利用料支援措置事業に要する経費 140,000 円 新規

[国・県 105,000 円 一財 35,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：障害者ホームヘルプサービス利用料支援措置補助金 105,000 円]

目的

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が無料になっている者、低所得世帯で障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者等に関して利用者負担を軽減する。

内容

障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置費

@1,000 × 10 人 × 12 ヶ月 = 120,000 円

[担当：高齢福祉課] P.116

6001 いきがい対策事業に要する経費 346,000 円 (420,000 円)

[一財 346,000 円]

目的

高齢者の希望と能力に応じた社会活動を助長し、生きがいを高めることにより豊かな老後生活が送れるように事業を展開する。

内容

いきがい対策事業委託料 346,000 円

99 歳以上の方への寿状、金婚・ダイヤモンド婚の方への寿状の贈呈

いきいき講座 (健康等の講座を月 1 回程度実施)

シルバーウォークの実施

[担当：高齢福祉課] P.116

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,529,000 円 (8,029,000 円)

[一財 7,529,000 円]

目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

内容

ポニーによる乗馬、E ボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての、介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

小貝川三次元プロジェクト運営補助金 4,500,000 円

小貝川生き生きクラブ運営委託料 3,000,000 円

1 社会福祉費 5 医療福祉費

[担当：国保年金課] P.118

0501 医療福祉事務に要する経費 13,634,000円(13,682,000円)

[国・県 5,611,000円 一財 8,023,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：医療福祉事務費 11,222,600円×1/2 = 5,611,300円]

目的

医療福祉費支給事務に係る経費であり、審査支払機関への支払いや共同電算処理委託料である。

内容

審査支払手数料(国保連合会)	@ 67 × 51,000件 = 3,417,000円
(支払基金)	@ 114.2 × 52,000件 = 5,938,400円(調剤以外)
	@ 57.2 × 20,500件 = 1,172,600円(調剤)
国保連合会共同電算処理委託料	2,223,000円

[担当：国保年金課] P.118

0601 医療福祉費助成に要する経費 463,512,000円(488,039,000円)

[国・県 187,986,000円 その他 60,001,000円 一財 215,525,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：(医療福祉医療費 435,972,000円 - 高額療養費返納金 60,000,000円) × 1/2  
= 187,986,000円]

[諸収入：高額療養費返納金 60,000,000円]

[諸収入：第三者行為返納金等 1,000円]

目的

乳幼児(小学校入学前)・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者等が必要とする医療を容易に受けられるよう公費で医療費の一部を負担し、少子化や高齢化対策の促進を図る。

茨城県の医療費助成制度では支給制限を受ける乳幼児(小学校入学前)を対象に、保険診療分費用の一部を取手市が負担する支援事業を、さらに小学校入学から中学校卒業までの間において入院治療を受けた場合、支払った保険診療分医療費の一部を助成する制度を実施する。

内容

疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の扶助を行う。

## 1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当：国保年金課] P.118

0501 国民年金事務に要する経費 900,000円(736,000円)

[国・県 900,000円]

\* 特財算出根拠

[国委：国民年金事務委託金 900,000円]

目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互

いを支えあう制度で、老後の所得保障だけでなく、万一病気やケガで重い障害が残った場合等に、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給される公的年金制度である。

被保険者数

年 度	第 1 号被保険者	任意加入被保険者	第 3 号被保険者	被保険者総数
平成 20 年度	16,526 人	427 人	9,733 人	26,686 人
平成 19 年度	17,241 人	422 人	10,216 人	27,879 人

内容

公的年金制度は、国民年金・厚生年金保険・共済組合・船員保険のグループに分かれ、国民年金は、日本国内に住む 20 歳から 60 歳までのすべての方が加入することになっている。

## 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：障害福祉課] P.120

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 9,907,000 円 (16,421,000 円)

[一財 9,907,000 円]

目的

発達に遅れや偏りのある児童と親を対象（概ね就学前）に、障害者自立支援法による児童デイサービス事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

内容

指定管理者制度により平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで取手市社会福祉協議会が運営をおこなう。

通園部門（単独通園、親子通園）、専門職指導（作業療法、言語療法、認知指導など）、相談部門（発達相談、就学相談など）を三本柱として専門的な療育を行う。

備品購入費 デジタルテレビ 163,000 円

[担当：子育て支援課] P.121

2101 家庭児童相談室に要する経費 3,037,000 円 (3,065,000 円)

[国・県 4,000 円 その他 12,000 円 一財 3,021,000 円]

\* 特財積算根拠

[負担金：子育て支援短期利用者負担金 1,000 円]

[国補：子育て支援短期事業交付金 4,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,000 円]

目的

児童を養育している家庭に係る悩みや相談等について助言、指導を行うことにより福祉の向上を図る。

内容

家庭相談員による相談、助言を行う。

[担当：子育て支援課] P.121

2801 児童扶養手当に要する経費 324,778,000 円 ( 327,580,000 円 )

[国・県 108,096,000 円 その他 180,000 円 一財 216,502,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金  $324,290,400 \times 1/3 = 108,096,800$  円]

[諸収入：児童扶養手当返納分 180,000 円]

目的

父母の離婚等により父親と生計をともにしていない児童の母または母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って手当を支給し、福祉の増進を図る。

内容

支給対象：父母の離婚等で父親と一緒に生活していない 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの児童(心身におおむね中度以上の障害がある場合は 20 歳未満)を監護している母親または母親に代わって養育している方に支給する。(所得制限あり)

全部支給の場合

対象児童数(人)	月額(円)
1	41,720
2	46,720
3	49,720

3 人目以降は、3,000 円ずつ加算

一部支給の場合

月額 41,710 円から 9,850 円まで段階的に支給する。

\* 手当支給月は、4 月、8 月、12 月で前月分までを支給する。

[担当：障害福祉課] P.122

3201 児童療育システムに要する経費 961,000 円 ( 959,000 円 )

[一財 961,000 円]

目的

発達に遅れや偏りを持つ子とその親を支えるため、障害の早期発見から療育、保育、就学へつながる一貫した地域支援体制を整え、それぞれの機関の役割を明確にしながら、その受け皿となる療育的専門機能の充実を図る。

内容

発達支援専門員(コーディネータ)を配置し、関係機関との連絡調整会議等を通して、児童の支援体制づくりに取り組む。さらに、保健センターの親子教室指導やこども発達センターでの個別指導プログラム作成助言、市内幼稚園・保育所への巡回相談などを専門的視点でサポートする。

巡回相談については、件数が増加したため、今年度も引き続き相談員を配置し、相談の充実を図る。

[担当：子育て支援課] P.123

3301 少子化対策事業に要する経費 4,830,000 円 ( 4,938,000 円 )

[国・県 1,884,000 円 その他 60,000 円 一財 2,886,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：ファミリー・サポートセンター事業交付金 1,884,000 円]

[諸収入：とりでファミリー・サポートセンター入会金 60,000 円]

目的

育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる会員組織で、相互援助活動を行うことで仕事と家庭の両立支援及び児童の福祉の向上を図る。

内容

ファミリー・サポートセンター事業の運営を社会福祉法人取手市社会福祉協議会に委託し、アドバイザーが相互援助活動の調整等を行い子育て家庭の支援を図る。

ファミリー・サポートセンター事業委託料 4,828,000 円

## 2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：子育て支援課] P.124

2401 子ども手当支給に要する経費 1,701,440,000 円 新規

[国・県 1,514,498,000 円 一財 186,942,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：被用者子ども手当  $220,220,000 \times 11/13 = 186,340,000$  円]

[県負：被用者子ども手当  $220,220,000 \times 1/13 = 16,940,000$  円]

[国負：非被用者子ども手当  $65,780,000 \times 19/39 = 32,046,667$  円]

[県負：非被用者子ども手当  $65,780,000 \times 10/39 = 16,866,667$  円]

[国負：小学校修了前第1・2子子ども手当  $938,600,000 \times 29/39 = 697,933,333$  円]

[県負：小学校修了前第1・2子子ども手当  $938,600,000 \times 5/39 = 120,333,333$  円]

[国負：小学校修了前第3子以降子ども手当  $127,920,000 \times 19/39 = 62,320,000$  円]

[県負：小学校修了前第3子以降子ども手当  $127,920,000 \times 10/39 = 32,800,000$  円]

[国負：中学生子ども手当  $348,920,000 \times 10/10 = 348,920,000$  円]

目的

児童を養育されている方に一律に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する。

内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する者に、手当を支給する。

(手当支給月は6月、10月、2月で前月分までを支給)

・児童1人につき 月額 13,000 円

[担当：子育て支援課] P.124

2601 児童手当支給に要する経費 120,110,000 円 (673,892,000 円)

[国・県 87,816,000 円 その他 5,000 円 一財 32,289,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：被用者児童手当  $30,360,000 \times 8/10 = 24,288,000$  円]

[県負：被用者児童手当  $30,360,000 \times 1/10 = 3,036,000$  円]

[国負：特例給付者児童手当  $1,980,000 \times 10/10 = 1,980,000$  円]

[国負：非被用者児童手当  $9,700,000 \times 2/6 = 3,233,333$  円]  
[県負：非被用者児童手当  $9,700,000 \times 2/6 = 3,233,333$  円]  
[国負：被用者小学校修了前特例給付者児童手当  $57,810,000 \times 2/6 = 19,270,000$  円]  
[県負：被用者小学校修了前特例給付者児童手当  $57,810,000 \times 2/6 = 19,270,000$  円]  
[国負：非被用者小学校修了前特例給付者児童手当  $20,260,000 \times 2/6 = 6,753,333$  円]  
[県負：非被用者小学校修了前特例給付者児童手当  $20,260,000 \times 2/6 = 6,753,333$  円]  
[諸収入：児童手当返納分 5,000 円]

#### 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

#### 内容

支給対象：小学校修了前の児童を養育する者で、所得制限限度額内の人に手当を支給する。(手当支給月は6月に2ヶ月分を支払う)

- ・3歳未満の児童 月額 10,000 円
- ・3歳以上の児童
- ・第1子 月額 5,000 円
- ・第2子 月額 5,000 円
- ・第3子以降 月額 10,000 円

[担当：障害福祉課] P.124

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 3,900,000 円 (4,335,000 円)

[国・県 1,170,000 円 一財 2,730,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：障害児福祉手当補助金 @3,000 円  $\times 65$  人  $\times 12$  ヶ月  $\times 1/2 = 1,170,000$  円]

#### 目的

心身に障害のある在宅の20歳未満の児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

#### 内容

特別児童扶養手当1級受給者であり、障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

- ・受給者 65 人 @5,000 円  $\times 65$  人  $\times 12$  月 = 3,900,000 円
- ・月額 5,000 円支給
- ・年3回支給 8月(4-7月分)、12月(8-11月分)、4月(12-3月分)支給

## 2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.124

2001 民間保育園入所に要する経費 408,856,000 円 (406,438,000 円)

[国・県 170,040,000 円 その他 102,792,000 円 一財 136,024,000 円]

\* 特財積算根拠

[負担金：保育所入所児保護者負担金 102,792,774 円]

[国負：保育所運営費 112,860,000 円]

[県負：保育所運営費 56,430,000 円]

[県補：いばらき 3 人っこ家庭応援事業補助金 750,000 円]

目的

保護者の就労又は疾病等により、保育に欠ける乳幼児を民間保育園に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

内容

保育所（園）入所委託料

園名	定員 (人)	0 歳児 (人)	1・2 歳児 (人)	3 歳児 (人)	4 歳以上児 (人)	計 (人)	入所委託料 (円)
取手 保育園	90	7	31	18	40	96	93,348,120
ふたば 保育園	45	3	17	13	24	57	67,706,700
育英 保育園	90	5	21	25	47	98	83,350,680
たちばな 保育園	90	5	25	19	44	93	84,457,980
共生 保育園	60	4	20	17	33	74	78,492,120
計	375	24	114	92	188	418	407,355,600

いばらき 3 人っこ家庭応援事業については、少子化の進む中、希望する子どもの数をもてない要因のひとつとして経済的負担をあげる世帯が多いことから、子育て家庭への経済的負担の軽減策として、3 人以上子どもがいる家庭の保育料の一部を茨城県 1/2、取手市 1/2 を助成する。 $5,000 \times 25 \text{人} \times 12 \text{月} = 1,500,000 \text{円}$

助成対象（以下の全てを満たす場合）

第 3 子以降の 3 歳未満時であること

保育料が 1/2 に軽減されている児童であること

国基準額表の第 2 から第 9 階層に属する世帯の児童であること

[担当：子育て支援課] P.125

2101 乳幼児保育に要する経費 9,901,000 円 (2,660,000 円)

[国・県 9,901,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：民間保育園低年齢児保育体制緊急整備事業補助金 9,901,000 円]

目的

民間保育園において保育士を増員することにより、保育園に対して新に義務付けられた 3 歳未満児の個別指導計画の作成等を支援し、低年齢児の保育の質の向上と処遇の確保を図る。

内容

3 歳未満児の担当保育士を増員する保育園と委託契約を結び、その保育士の雇用に要する賃金、通勤手当、社会保険料事業主負担分を負担する。

民間保育園低年齢児保育体制緊急整備事業委託料（5 園分）

給与分  $130,500 \text{円} \times 1 \text{人} \times 12 \text{月} \times 5 \text{園} = 7,830,000 \text{円}$

通勤手当分  $15,000 \text{円} \times 1 \text{人} \times 12 \text{月} \times 5 \text{園} = 900,000 \text{円}$

社会保険料事業主負担分  $145,500 \text{円} \times 1 \text{人} \times 134.05/1,000 \times 12 \text{月} \times 5 \text{園} = 1,170,257 \text{円}$

[担当：子育て支援課] P.125

2201 民間保育園運営に要する経費 40,200,000円(39,688,000円)

[国・県 10,314,000円 一財 29,886,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：延長保育促進事業交付金 10,314,000円]

目的

民間保育園の健全な運営と児童福祉の増進を図るため、児童福祉法の規定により認可された保育園を経営する者に運営委託費を交付する。

また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園の設置者に設置者負担分を補助する。

内容

民間保育園運営委託料

(単位：円)

委託内容	取手 保育園	ふたば 保育園	育英 保育園	たちばな 保育園	共生 保育園	計
民間保育園職員給与改善費	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	5,400,000
民間保育園格差是正費	757,037	851,666	662,407	378,518	567,778	3,217,406
民間保育園施設管理費	1,084,455	528,147	1,073,493	1,049,301	716,418	4,451,814
民間保育園延長保育運営費	1,283,040	1,283,040	1,283,040	1,283,040	1,283,040	6,415,200
延長保育事業運営費	4,125,600	4,125,600	4,125,600	4,125,600	4,125,600	20,628,000
計	8,330,132	7,868,453	8,224,540	7,916,459	7,772,836	40,112,420

日本スポーツ振興センター共済掛金助成金設置者負担分

児童1人当たり175円×入所児童数490人=85,750円

[担当：子育て支援課] P.125

2401 管外保育委託に要する経費 17,377,000円(17,415,000円)

[国・県 6,480,000円 その他 4,742,000円 一財 6,155,000円]

\* 特財積算根拠

[負担金：保育所入所児保護者負担金 4,742,400円]

[国負：保育所運営費 4,320,000円]

[県負：保育所運営費 2,160,000円]

目的

保護者の就労又は疾病等により保育に欠ける乳幼児を、管外(市外)の保育園に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

内容

保育所（園）入所委託料

園名	0歳児 (人)	1・2歳児 (人)	3歳児 (人)	4歳以上児 (人)	計 (人)	入所委託料 (円)
管外公立保育園	0	1	1	4	6	3,784,680
管外私立保育園	1	4	5	6	16	13,591,680

2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P.126

2001 保育所の管理運営に要する経費 459,881,000 円 (454,720,000 円)

[その他 161,070,000 円 一財 298,811,000 円]

\* 特財積算根拠

[負担金：保育所入所児保護者負担金 134,401,000 円]

[負担金：延長保育利用保護者負担金 660,000 円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 203,875 円]

[諸収入：管外保育受託収入 10,645,000 円]

[諸収入：保育所職員給食代 @5,600×202人×12月=13,574,400 円]

[諸収入：一時保育利用者給食代 @200×16人×21日×12月=806,400 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 @195,329,440×0.4% 781,318 円]

目的

保護者の就労または疾病等により、保育に欠ける乳幼児を公立保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

内容

公立保育所 10 カ所の管理運営費。

[担当：子育て支援課] P.128

2201 子育て支援に要する経費 11,811,000 円 (11,679,000 円)

[国・県 5,760,000 円 一財 6,051,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：地域子育て支援センター補助金 5,760,000 円]

目的

核家族化と少子化が進む中で、家庭で子育てをしている保護者の情報交換・収集の場として、また、子育てに関する相談、助言などを行う。

内容

白山・戸頭・藤代・東部地域子育て支援センターの管理運営費。

[担当：子育て支援課] P.129

2301 一時的保育事業に要する経費 10,560,000 円 (10,626,000 円)

[国・県 4,040,000 円 その他 5,676,000 円 一財 844,000 円]

\* 特財積算根拠

[負担金：一時的保育事業保護者負担金 5,676,000 円]

[県補：一時保育促進事業補助金 4,040,000 円]

目的

保護者の就労形態の多様化及び保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時的な保育を実施する。満1歳から就学前の児童を対象として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで保育を行う。

内容

白山・井野・久賀・永山保育所の一時保育事業管理運営費。

[担当：子育て支援課] P.129

2401 保育所民営化に要する経費 449,000 円 新規

[一財 449,000 円]

目的

第二次保育所整備計画に基づき、公立保育所を民営化することで、保育環境の維持・向上を図る。

内容

運営を引き継ぐ法人の選定には、学識経験者、保護者、保育士等で構成される選定委員会を設置し、公募のうえ審査を行う。

運営法人選定委員会委員謝礼

稲保育所分

委員長 @6,700 円×1人×7回= 46,900 円

委員 @6,300 円×5人×7回=220,500 円

戸頭東、井野保育所分

委員長 @6,700 円×1人×3回= 20,100 円

委員 @6,300 円×8人×3回=151,200 円

## 2 児童福祉費 5 母子福祉費

[担当：子育て支援課] P.130

0501 母子福祉事務に要する経費 1,920,000 円 (1,927,000 円)

[国・県 1,440,000 円 その他 13,000 円 一財 467,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：母子生活支援施設措置費等国庫負担金  $1,920,000 \times 1/2 = 960,000$  円]

[県負：母子生活支援施設措置費等県負担金  $1,920,000 \times 1/4 = 480,000$  円]

[負担金：母子生活支援施設入所者負担金  $1,100 \times 12 \text{ヶ月} = 13,200$  円]

目的

生活指導や救済が必要な配偶者のいない母子世帯（児童は原則18歳未満）を入所させ、自立に向けた支援を図る。

内容

母子生活支援施設への入所費用を負担する。

## 3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P.132

2001 生活保護に要する経費 1,143,698,000 円 (1,092,968,000 円)

[国・県 907,773,000 円 その他 5,000 円 一財 235,920,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：生活保護費 1,143,698,000 円 × 3/4 = 857,773,500 円]

[県負：生活保護費 200,000,000 円 × 1/4 = 50,000,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金(過年度分) 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金(過年度分) 1,000 円]

[諸収入：生活保護費返還金(過年度分) 1,000 円]

目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

内容

取手市・保護世帯数 549 世帯	・扶助別内訳
・保護人数 726 人	生活扶助 352,956,000 円
・保護率 6.6%	住宅扶助 139,247,000 円
(平成 21 年 12 月現在)	教育扶助 5,614,000 円
	医療扶助 594,780,000 円
	介護扶助 38,859,000 円
	出産扶助 660,000 円
	生業扶助 2,310,000 円
	葬祭扶助 1,400,000 円
	施設事務費 7,872,000 円

#### 4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P.132

2001 災害見舞金等に要する経費 201,000 円 (201,000 円)

[一財 201,000 円]

目的

市民が災害を受けたときに、罹災者又は葬祭を行う者に対して見舞金又は弔慰金を贈り、その援護と更生意欲の高揚を図る。

内容

・災害見舞金	200,000 円
・災害援護資金貸付金	1,000 円

[参考] 災害見舞金の額

##### 1. 死亡等の場合

・死亡	100,000 円
・全治 3 カ月以上の負傷	50,000 円
・全治 1 カ月以上 3 カ月未満の負傷	30,000 円

##### 2. 住家、店舗及び倉庫の破損、滅失等の場合

- |                               |                       |          |
|-------------------------------|-----------------------|----------|
| (1) 住家全壊（全焼）                  | 3人以下の世帯               | 70,000円  |
|                               | 4人以上の世帯               | 100,000円 |
| (2) 住家半壊（半焼）                  | 3人以下の世帯               | 30,000円  |
|                               | 4人以上の世帯               | 50,000円  |
| (3) 住家部分焼                     |                       | 10,000円  |
| (4) 住家以外の家屋焼失（20㎡以上の建物を対象とする） |                       |          |
|                               | 全壊（全焼）                | 20,000円  |
|                               | 半壊（半焼）                | 10,000円  |
| (5) 借家                        | （1）から（4）まで列記の半額以下とする。 |          |
| 3. 床上浸水の場合                    |                       | 30,000円  |